

特定商取引法に基づく表記

事業者の名称 及び連絡先	GOB 株式会社
	代表取締役社長 CEO 高岡 泰仁
	所在地 〒151-0061
	東京都渋谷区初台2丁目14-9 木田ビル201号
	営業時間 平日 9:00 ～ 18:00（土・日・祝休）
	電話番号 03-6260-9747
対価	ゲストとホストの間で食事に関する契約が成立した場合、食事代金の 15% の手数料（以下「ゲスト分手料」といいます。）をゲストにお支払いいただき、食事代金の 10% の手数料（以下「ホスト分本件手数料」といいます。）をホストにお支払いいただきます。
支払時期・方法	ゲストは、ゲストとホストとの間で契約が成立した食事イベントの 2 日前までに、ゲストとホストの間で成立した契約に従い、当社に対してゲスト分手料および食事代金を支払います。当社は、当該食事代金から、ホスト分手料を差し引いて、30 営業日以内にホストにお支払いします。
役務の提供時期	ゲストまたはホストとして会員登録完了後、meal for bridge をご利用いただけます。
対価以外に必要な料金	インターネット接続に必要な通信回線等の諸費用
契約の解除等に関する事項	1. 食事代金 ゲストは、本件イベントの 2 日前（以下「キャンセル期限」）までに、ゲストとホストの間で成立した契約に従い、当社に対してゲスト分手料および食事代金を支払うものとします。当社は、当該食事代金から、ホスト分手料を差し引いてホストにお支払いします。ゲストが、キャンセル期限までに当社に対して食事代金を支払わなかった場合には、ゲストとホストの間で成立した契約はキャンセルされたものとして取り扱われ、ゲスト及びホストはあらかじめこれに同意します。 2. ゲストによるキャンセル (1) ゲストは、キャンセル期限までに、ホストとの間で成立した契約をキャンセルした場合は、ゲスト分手料および食事代金の支払義務を負いません。既にゲストがゲスト分手料および食事代金を当社に支払済みである場合、当社はゲストに対して、支払いを受けたゲスト分手料および食事代金の全額を返金します（ただし、返金に伴って生じる振込手数料等はゲストの負担となります。）。 (2) ゲストは、キャンセル期限後にホストとの間で成立した契約をキャンセルした場合は、ゲスト分手料および食事代金の返金を受けることはできません。当社は、食事代金からホスト分手料を差し引いて、ホストにお支払いします。 (3) ゲストまたはホストが、本件イベントの会場に現れなかった場合は、ゲストとホストの間で成立した契約はキャンセルされたものとして取り扱われ、ゲスト及びホストはあらかじめこれに同意します。この場合、当社は、前項にしたがって手数料および食事代金を清算します。 3. ホストによるキャンセル ホストが、ゲストとの間で成立した契約をキャンセルした場合は、ゲストは、ゲスト分手料および食事代金の支払義務を負いません。既にゲストがゲスト分手料および食事代金を当社に支払済みである場合、当社はゲストに対して支払いを受けたゲスト分手料および食事代金の全額を返金します。返金に伴って生じる振込手数料等は、ホストに負担いただきます。